

島田市公共施設への電力供給等業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

島田市（以下「本市」という。）が所管する公共施設に係る電力需要の状況をみると、照明のLED化をはじめとした節電機器の普及が進む一方で、令和元年7月から市内小・中学校普通教室に導入した空気調和設備が稼動を開始したことで需要が増大する傾向にある。

さらに、現在建替え工事中の島田第四小学校や、本市の新たな防災・災害対応の拠点として今年度から建設基本設計に着手した島田市役所新庁舎においても、省電力、省エネルギーの取組を進めることを予定しているが、施設規模の拡大や各種機械設備の増加等の要因から電力を含むエネルギー消費量の増大が懸念される。本市の厳しい財政状況にあって、エネルギーコストの削減による公共施設のランニングコストの縮減は重要課題となっている。

一方、本市においては「島田市環境基本計画」の進行管理により低炭素型まちづくりの実現に努めているところであり、島田市役所は平成21年1月に「エコアクション21」を認証取得し、現在に至るまで継続登録している。

また、市民向けの施策では、平成30年度まで再生可能エネルギー普及のため住宅用太陽光発電設備導入費に対する補助を実施し、令和元年度からは一般住宅用定置型リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池設置費用に対する補助制度を開始している。平成29年度には「COOL CHOICE 宣言」を行い、市民一体となった地球環境に配慮したまちづくりを標榜し、今後も一層の低炭素型まちづくりの実現、地球温暖化対策に向けた取組を進めていくものである。

本実施要領は、本市が所管する公共施設で使用する電力調達コスト削減の提案に加え、提案者が有する知見やノウハウ等を活用して、低炭素型まちづくりの実現、エネルギーの地産地消、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等に資する提案を求め、最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、業務内容、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものである。

2 案件概要

(1) 案件名

島田市公共施設への電力供給等業務

(2) 案件内容

電力供給等業務一式

(3) 対象施設

島田市役所本庁舎外 46 施設（別紙1「対象施設一覧」のとおり）

(4) 担当部署

島田市行政経営部資産活用課庁舎管理担当

〒427-8501 島田市中央町1番の1（島田市役所本庁舎4階）

電話：0547-36-7169

E-mail：s-katsuyou@city.shimada.lg.jp

3 業務内容

(1) 電力供給業務

① 電力供給条件（各施設とも）

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 60 ヘルツ
- オ 受電方式 1回線受電

② 契約電力、予定使用電力量及び力率

- ア 契約電力 別紙2のとおり
- イ 予定使用電力量 別紙2のとおり
- ウ 力率 各施設とも100パーセント（平均）

③ 業務期間

令和2年10月1日（午前0時）から応募者提案による期日まで。なお、複数年契約の提案を認めるが、最長で15年を限度とする。

④ 需給地点

需給場所構内に本市が設置した区分開閉器電源側接続点

⑤ 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

⑥ 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

⑦ 電気料金の算定期間

電気料金の算定は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。

⑧ 電気料金の算定方法

電気料金は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

ア 基本料金

契約電力、契約基本料金単価及び力率から計算した金額（以下の算式による。）

基本料金＝契約電力×契約基本料金単価×（1.85－力率／100）

イ 電力量料金

使用電力量に契約電力量料金単価（燃料費調整を行う場合については、ウによる。）を乗じて計算した金額（以下の算式による。）

電力量料金＝使用電力量×（契約電力量料金単価＋燃料費調整単価）＋再生可能エネルギー促進賦課金

料金体系は基本料金と電力量料金（夏季・その他季）に基づく二部料金制とすること。

ウ 燃料費調整

燃料費の変動などにより契約単価の調整を行う必要がある場合には、本市と受注者が協議の上、決定する。ただし、中部電力㈱の燃料費調整額を超えない範囲で行う。

エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、中部電力㈱が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとする。

⑨ その他

別紙 1「対象施設一覧」及び別紙 2「予定契約電力及び月別予定使用電力」は、本年 1 月末現在の状況であり、今後、下表のとおり老朽化に伴う市役所庁舎や学校校舎の建替え、学校の統廃合を計画している。

施設名称	今後の動向
島田市役所本庁舎	新庁舎建設基本設計作業中、令和 5 年度中の移行を予定。
島田市立島田第四小学校	校舎改築工事中、令和 3 年度からの移行を予定。
島田市立湯日小学校	令和 3 年 4 月に初倉小学校と統合する。
島田市立北中学校	令和 3 年 4 月に島田第一中学校と統合する。
島田市立伊太小学校 島田市立相賀小学校 島田市立神座小学校 島田市立伊久美小学校	令和 6 年 4 月に島田第一小学校と統合する。
島田市立島田第一小学校	校舎改築計画あり、令和 6 年度からの移行を予定。

(2) 提案者による付加提案業務

電力調達コスト削減の提案に加え、提案者が有する知見やノウハウ等を活用して、別紙 1「対象施設一覧」に掲載した公共施設に関連して、低炭素型まちづくりの実現、エネルギーの地産地消、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等に資する提案を求めるものとする。

提案に当たっては、その業務を実施することによって、本市が得られる効果を明らかにするとともに、提案者における業務を遂行するための体制、工程及び費用負担等の概略を示すこと。

なお、本市が追加提案を受けた業務全てを実施することを前提とするものではなく、今後その具体的な実現に向けて、本市と提案者において引き続き協議するものとする。

4 参加資格要件

島田市公共施設への電力供給等業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者は、自らが提案する業務を遂行する能力を有する単独の法人又は複数の法人で構成する共同企業体であって、参加表明書提出期限日時点（令和 2 年 3 月 19 日（木）において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

共同企業体で応募する場合は、共同企業体を構成する法人（以下「構成員」という。）の全てが次に掲げる(4)から(10)までの要件を全て満たすこと。また、あらかじめ応募及び業務に必要な諸手続きを一貫して担う代表者を定めるとともに、各構成員の役割分担を明確にすること。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件の一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）であること。共同企業体で応募する場合は、代表者又は構成員のいずれかが登録小売電気事業者であること。
- (2) 本市に事業所を有する者であること。共同企業体で応募する場合は、代表者又は構成員のいずれかが本市に事業所を有する者であること。
- (3) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 2019・2020年度島田市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること。新たに入札参加申請をする場合、手続きに日数を要するため、事前に2(4)に掲げる担当部署へ連絡すること。
- (6) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (7) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 納期限の到来している国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。
- (10) 個人情報保護及び職務上知り得た秘密の漏洩防止について適切な管理体制を有していること。

5 スケジュール

No	内容	期限等
1	実施要領等の公告	令和2年2月19日（水）
2	質問受付期限	令和2年2月28日（金）
3	質問に対する回答期限	令和2年3月5日（木）
4	参加表明書等提出期限	令和2年3月19日（木）
5	提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和2年3月27日（金）
6	審査結果の公表及び通知	令和2年3月30日（月）
7	優先交渉権者と本市との協議	令和2年4月から

6 実施要領等の交付

(1) 交付期限等

- ① 交付期限 令和2年3月19日（木）まで
- ② 交付時間 9時から16時まで
- ③ 交付場所 2(4)に掲げる担当部署
- ④ その他 上記交付期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 交付資料

- ① 本実施要領
- ② 各様式（様式1～様式6）

(3) 交付方法

(2)の交付資料については、2(4)に掲げる担当部署で直接受け取るか、島田市ホームページからダウンロードすること。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和2年3月19日(木) まで

(2) 提出先

2(4)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参すること。

※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日等を除いた市役所開庁日の9時から16時まで

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正本	副本
参加表明書(1枚) ※添付書類は以下のアからキまでのとおり。共同企業体で応募する場合は、代表者及び全ての構成員に係る添付書類を付すこと。	様式1	1部	—
ア 事業者概要(会社パンフレット等)	任意	1部	—
イ 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し	任意	1部	—
ウ 経理状況説明書類(直近の2決算期における貸借対照表及び損益計算書)	任意	1部	—
エ 定款	任意	1部	—
オ 印鑑証明書(受付日前1か月以内に発行されたもの)	発行者様式	1部	—
カ 法人登記事項証明書(受付日前1か月以内に発行されたもの)	発行者様式	1部	—
キ 納税証明書(4(9)のうち、納付義務のある税目について直近2事業年度分又は直近2年度分のもの)	発行者様式	1部	—
共同企業体構成表(1枚)	様式2	1部	—
対象施設における使用電気料金見積書(1枚)	様式3-1	1部	10部
対象施設における使用電気料金見積書(内訳書)(1枚)	様式3-2	1部	10部
付加提案業務概要書(3枚以内) ※複数枚に及ぶ場合は各ページに通し番号を付すこと	様式4	1部	10部
業務工程表(枚数は指定しない)	様式5	1部	10部

(5) 作成要領

① 参加表明書（様式1 A4縦）

所定の欄に代表者及び構成員となる法人の代表者印（実印）を押印すること。

② 共同企業体構成表（様式2 A4縦）

共同企業体により本プロポーザルに参加する場合は、提案する業務において代表者及び各構成員が担う役割を記載すること。

③ 対象施設における使用電気料金見積書（様式3-1 A4縦）

本実施要領の「3 業務内容」及び別紙2「予定契約電力及び月別予定使用電力」等に基づき、別紙1「対象施設一覧」に掲載した公共施設における令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間分の電気料金及び提案する電気料金が別紙2の電気料金合計に対して何%の削減効果があるのかを明記すること。

なお、見積りに当たっては燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。また、消費税及び地方消費税（10%）を除いた金額とすること。

④ 対象施設における使用電気料金見積書（様式3-2 A4縦）

様式3-1に記載した電気料金の公共施設等ごとの内訳を記載するものとし、合計金額は様式3-1と一致すること。

⑤ 付加提案業務概要書（様式4 A3横）

別紙1「対象施設一覧」に掲載した公共施設に関連して、低炭素型まちづくりの実現、エネルギーの地産地消、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等に資する提案を求めるものであり、その業務を実施することによって本市が得られる効果を明らかにするとともに、提案者における業務を遂行するための体制、費用負担等の概略を示すこと。記載に当たっては、基本的な考え方を簡潔に記述することとし、文字を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とする。

提案者を特定することのできる内容（具体的な社名、実績の名称等）は記述しないこと。また、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を用いるときは注釈を付すこと。

⑥ 業務工程表（様式5 A4横）

様式4で提案した業務を実現するための工程について概略を示すこと。

8 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書等の作成及び提出に関する事項並びに提案業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和2年2月28日（金） 16時まで（必着）

(2) 提出先

2(4)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

質問書（様式6）により、電子メールで提出すること。

なお、電子メールを送信した時は、その旨を電話にて連絡すること。また、電話やファクシミリでの質疑応答は行わないので注意すること。

※説明会は行わない。

送信先：s-katsuyou@city.shimada.lg.jp

(4) 回答方法

令和2年3月5日（木）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、本市ホームページに掲示する。

9 最優秀提案者の選定

(1) 提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提案審査は非公開で行う。審査委員会で事業者を厳正かつ公正に評価するため、提出を受けた付加提案書等の審査及び面接を実施する。

提案審査の実施概要は以下のとおりとする。

項目	内容
実施予定日	令和2年3月27日（金）
実施場所	島田市役所内会議室（島田市中心中央町1番の1）予定
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・1者につき40分（説明20分以内、質疑20分程度）・プレゼンテーションは、提出された付加提案業務概要書に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。・プレゼンテーションにおいて、提案審査提出書類の内容に関するスライドを投影して説明することができる。この場合において、提案審査提出書類の内容を要約したものを投影することは認めるが、提案審査提出書類に記載のない事項を投影することは認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、操作端末は提案者が用意することとする。・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え、追加資料の提出及び提出済みの付加提案業務概要書に加筆することは認めない。・出席者は原則として4人以内（スライド投影のためのパソコンの操作者を含む。）とする。なお、共同企業体で参加する場合は、代表者及び構成員から必ず各1人が出席すること。これにより出席者が4人以上となる場合は、予め2(4)に掲げる担当部署に連絡すること。・ヒアリングの時刻及び場所等の詳細は、提案者に別途通知する。

(2) 審査及び選定

審査委員会においては、別表「審査基準表」の評価項目により採点し、最も評価点の高かった者を最優秀提案者とし、評価点の2番目に高い者を次点者とする。最優秀提案者又は次点者が複数ある場合は、同点の者を比較して付加提案業務の評価の高い順に順位をつけるものとする。また、全ての提案者に対し、文書により選定結果を通知する。

合計点数の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は最優秀提案者又は次点者として選定しないものとする。なお、参加表明書等の提出があった提案者が1者の場合であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、最優秀提案者及び次点者のみ本市ホームページで公表するものとする。

(4) 基本協定の締結

審査委員会において最優秀提案者に選定された者と基本協定を締結し、電力供給業務及び付加提案業務の提案内容に沿って協議及び調整を行う。その際、協議等の結果に基づき付加提案業務内容の一部を変更する場合がある。また、最優秀提案者との契約が成立しなかった場合は、次点者と基本協定を締結し、提案内容についての協議・調整を行うものとする。

10 失格事項

(1) 提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 本プロポーザルの手続きの過程で、「4 参加資格要件」(1) から(10)までの規定に抵触することが明らかとなったとき。

② 提案審査に出席しなかったとき。

③ 次のいずれかの行為をしたとき。

ア 審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募内容又はその意図について相談すること。

ウ 最優秀提案者の選定終了までに、他の提案者に対して応募内容を意図的に開示すること。

(2) 提案者が書類を提出するに当たり次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。

② 書類の作成形式等が本要領に適合していないとき。

③ 書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) その他審査委員会又は本市が不適格と認めたとき。

11 契約について

契約内容及び仕様については、最優秀提案者との基本協定締結後、電力供給業務及び付加提案業務の提案内容をもとに本市と詳細を協議するものとする。その場合、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

12 その他

(1) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけること。

(2) 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は返却しない。

- (4) 提出書類等の著作権は、本市に帰属することとする。ただし、本市と契約を締結しなかった提案者が提出した書類の著作権については提案者に帰属するものとする。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明、提案審査に係る費用は提案者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、事由発生後速やかに文書で本市に通知すること。なお取り下げによる不利益な取扱いはないものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類は、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開することでその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの最優秀提案者選定前において、選定に影響が出るおそれのある情報については選定後の公開とする。

13 問い合わせ先

島田市行政経営部資産活用課庁舎管理担当

〒427-8501 島田市中央町1番の1（島田市役所本庁舎4階）

電話：0547-36-7169

E-mail：s-katsuyou@city.shimada.lg.jp

別紙1 対象施設一覧

番号	施設名	所在地
1	島田市役所本庁舎	島田市中央町1番の1
2	島田市役所川根支所	島田市川根町家山4153番地の6
3	島田市役所金谷南地域総合課	島田市金谷本町2014番地の2
4	島田市保健福祉センター	島田市中河町283番地の1
5	島田市立島田第一小学校	島田市稲荷二丁目19番1号
6	島田市立島田第二小学校	島田市中溝町2372番地
7	島田市立島田第三小学校	島田市南一丁目10番1号
8	島田市立島田第四小学校	島田市中河町201番地
9	島田市立島田第五小学校	島田市旭二丁目25番1号
10	島田市立六合小学校	島田市道悦五丁目13番1号
11	島田市立六合東小学校	島田市東町1200番地
12	島田市立大津小学校	島田市落合160番地の1
13	島田市立伊太小学校	島田市伊太1314番地
14	島田市立相賀小学校	島田市相賀875番地
15	島田市立神座小学校	島田市神座1444番地
16	島田市立伊久美小学校	島田市伊久美3690番地の1
17	島田市立初倉小学校	島田市阪本1331番地
18	島田市立初倉南小学校	島田市南原10番地
19	島田市立湯日小学校	島田市湯日564番地
20	島田市立金谷小学校	島田市金谷根岸町33番地
21	島田市立五和小学校	島田市牛尾435番地
22	島田市立川根小学校	島田市川根町家山400番地の1
23	島田市立島田第一中学校	島田市稲荷三丁目18番1号
24	島田市立島田第二中学校	島田市旗指77番地の1
25	島田市立六合中学校	島田市道悦二丁目25番1号
26	島田市立北中学校	島田市相賀2510番地
27	島田市立初倉中学校	島田市大柳南132番地
28	島田市立金谷中学校	島田市金谷栄町211番地の1
29	島田市立川根中学校	島田市川根町身成3340番地
30	島田市立中部学校給食センター	島田市落合64番地の11
31	島田市立南部学校給食センター	島田市阪本1337番地
32	島田市立島田図書館（島田市こども館）	島田市本通三丁目3番3号
33	島田市博物館	島田市河原一丁目5番50号
34	島田市立金谷公民館	島田市金谷代官町3400番地
35	島田市立初倉公民館	島田市阪本1336番地の1
36	島田市立六合公民館	島田市道悦五丁目13番3号
37	島田市北部ふれあいセンター	島田市神座397番地の1
38	川根地区センター	島田市川根家山396番地の1
39	島田市斎場	島田市伊太2800番地の1
40	島田市金谷斎場	島田市金谷天王町1820番地の5
41	島田球場	島田市横井四丁目19番1号
42	島田市川根野球場	島田市川根町身成3340番地
43	島田駅南北自由通路	島田市本通一丁目4788番地の5
44	島田市立看護専門学校	島田市野田1065番地の1
45	稲荷浄水場	島田市稲荷一丁目8番1号
46	田代環境プラザ	島田市伊太7番地の1
47	駿遠学園	島田市福用112番地

別表 提案審査基準表

大項目	中項目	審査の視点	配点
電力供給業務	電気料金見積金額	現在の電気料金に対して安価な電気料金の提案がなされているか	100
付加提案業務	プロポーザルの趣旨の理解度	プロポーザルの趣旨を理解した提案となっているか	50
	提案の創造力、実効性	提案内容に提案者の創造力がみられるか	25
業務実施に当たり、実効性の高い提案となっているか			
業務実施体制	業務実施体制	業務実施に当たり、提案者は実行力、技術力を有する体制を構築しているか	25
		業務実施に当たり、提案者の平時及び緊急時の連絡体制が明確に示され、安定した業務実施が見込まれるか	
		業務実施に当たり、提案者においてリスク想定がなされているか、また、その低減等に係る方策が適切に示されているか	
		業務実施に当たり、提案者が負担する費用の程度、内訳の概略が適切に示されているか	
計			200